

室内環境学会商標管理委員会に関する細則

(目的)

- 1 商標管理委員会の活動に関して、室内環境学会会則第14条6項に定める細則を定める。

(組織・業務)

- 2 商標管理委員長、商標管理副委員長を含め10名前後の商標管理委員で、商標管理委員会を組織する。
- 3 商標管理委員会は室内環境学会の商標の管理、使用に関する業務を行う。
- 4 商標管理委員会は商標会員候補の申請に基づき、商標使用の可否を決定する。

(委嘱)

- 5 商標管理副委員長、商標管理委員は商標管理委員長が指名し、会長が任命する。
- 6 商標管理委員長は商標管理業務の継続性に配慮して、商標管理委員を指名する。
- 7 交代などにより任期途中で任命された委員の任期は、前任委員の残存期間とする。

(解任)

- 8 商標管理委員にその職務上ふさわしくない行為があったときは、役員会の承認を得て会長がこれを解任することができる。

(任務)

9 商標管理委員長の任務

- 9.1 商標管理委員会を統括する。
- 9.2 受付けた商標使用申請に対して、複数の担当委員を選定し、申請資料の審査、および必要な現地調査を依頼する。なお担当委員の選定に関して、委員長・副委員長および申請者・連名者等の利害関係者を除く。
- 9.3 商標管理委員会、認定会議を召集する。

10 商標管理副委員長の任務

- 10.1 委員長を補佐し、委員長に事故あるときは委員長代理を務める。

11 商標管理委員の任務

- 11.1 商標管理委員は、商標管理委員長の依頼を受け、担当委員として当該申請の審査を行う。
- 11.2 審査は可及的速やかに終了し、商標管理委員長に審査報告を行わなければならない。

12 商標管理委員会の任務

- 12.1 商標管理委員会は商標管理委員長の召集により審査会議を開催し、審査報告をもとに、専門家としての知識と良心に基づいて審査しなければならない。
- 12.2 審査結果は、以下の3種類とする。
  - 12.2.1 無条件で合格とし、商標会員として認定する
  - 12.2.2 条件付きで合格とし、条件を満たしたのち、商標会員として認定する。
  - 12.2.3 不合格  
(審査結果の通知)
- 13 商標管理委員長は審査結果を申請者に通知する。  
(審査結果に対する異議申し立て)
- 14 審査結果に異議がある場合には、申請者は商標管理委員会に書面（メールを含む）で異議を申し立てることが出来る。
  - 14.1 商標管理委員会は異議申し立てを審議し、その結果を申請者及び役員会に報告する。  
(その他)
- 15 事務局は審査申請の進行管理、申請者との連絡事務を行う。